

第 8 次鹿沼市総合計画基本構想及び基本計画の廃止
並びに第 9 次鹿沼市総合計画基本構想及び基本計画
の策定について

鹿沼市議会の議決すべき事件を定める条例（平成 23 年鹿沼市条例第 22 号）第 2 条第 1 号及び第 2 号の規定により、令和 8 年 3 月 31 日をもって第 8 次鹿沼市総合計画基本構想及び基本計画を廃止し、次のとおり第 9 次鹿沼市総合計画基本構想及び基本計画を策定することについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 16 日提出

鹿沼市長 松 井 正 一

1 第 9 次鹿沼市総合計画基本構想

(1) 計画期間

令和 8 年度から令和 17 年度まで

(2) 基本構想の内容

別紙のとおり

2 第 9 次鹿沼市総合計画基本計画

(1) 計画期間

令和 8 年度から令和 12 年度まで

(2) 基本計画の内容

別紙のとおり